

## 第 2 1 回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名 ( 極楽地委員 )

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第 1、第 2 7 号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) < 議案資料に基づき概略説明 >

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員 ) この参考資料の例に書かれている課税世帯、通信制学校私立の場合は 1 3 万 6 , 1 0 0 円は、現在の受給額になるのですか。

管 理 課 長 ) 現行の制度でいいますと、県の奨学金と市の奨学金との併給ができる形になっているので、今だと 1 3 万 6 , 1 0 0 円を受け取っておられるのですが、4 月以降の改正後については、ここの見直しをしまして、市の併給ができない形になりますので、県の奨学金だけを受け取っていただく改正になります。

森 川 委 員 ) そうすると、受け取る側としては金額が下がるということですか。

管 理 課 長 ) 市からの奨学金が非課税世帯の方についてはなくなりますので、金額としては減少という形にはなります。

極 楽 地 委 員 ) 過去にもお伺いしたかもしれませんが、今回、国公立・私立の全日制と通信制と理解いたしまして、ほか、看護学校のよ

うな専門学校的なものはないですか。高校生、あとはS高だったり、国公立・私立以外の教育機関も、やっぱり県や国が対応しないと対象にならない、芦屋独自ですることは、今、未定でよろしいでしょうか。

管 理 課 長 ) 奨学金については、まず、通信制学校の中に、今おっしゃられたS高とかN高は、通信制学校のカテゴリーの中に入ってございます。

本市でいいますと、クラーク高等学院なども同じく対象になります。あちらは全日制の部分と通信制の部分、両方持っていていらっしゃるのですが、通信制の方も多く通っていらっしゃいます。当市独自で奨学金を支給している部分でいいますと、特別支援学校と、外国人学校は県からの奨学金の支給がないので、これは本市から支給させていただいております。

極 楽 地 委 員 ) 芦屋独自でも対応いただいているということで、理解いたしました。

学校関係に通っている方は対象になるという認識でよろしいですか。

管 理 課 長 ) 非課税世帯の方であれば、県若しくは市で奨学金を受けていただくことはできる形になっています。

極 楽 地 委 員 ) ありがとうございます。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第28号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

保健安全・特別支援教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

三 宅 委 員 ) 先日、森川委員がおっしゃっていた精神科医の先生の話ですが、おととい、県内での不登校の方たちの取組をなさっている方と、知事も交えて教育を話し合うフォーラムがあったんです。その懇親会で、そういうことに取り組んでいらっしゃる方が、今、必要なのは精神科医の先生、プロのそういう方に入ってもらうのが一番だと、それが必要なのではないかという声を私は聞いたので、この間、森川委員がおっしゃっていたなと思って、そんなことです。

保健安全・特別支援教育課長) 精神科医の先生は、芦屋市学校保健会理事会にはお名前を入れてくださってしまして、理事会としては参加してくださっています。ただ、今回の校医・園医になりましたら、健康診断などが中心となっております。

三 宅 委 員 ) 分かりました。

教 育 長 ) 芦屋市が市単で医師会と協議して、相談の窓口など、そういう場をつくるのはできます。ただ、学校保健法によって配置する内科医であるとか、そういうものではないので。森川委員から御指摘あったように、芦屋市として、この地域の実情から

考えると、教育委員会として考えることは大切です。

精神科医を各学校 1 人は無理としても、中学校に 1 人、小学校に 1 人ということ、次のステップだと思うので、担当として考えてみてもらえますか。

保健安全・特別支援教育課長)

分かりました。

教 育 長 )

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 28 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )

続いて、第 29 号議案「芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )

説明が終わりました。質疑はございませんか。

トイレの利用でお客さんが増えてくると考えられるので、のびのび学級の子たちに配慮してほしいと思います。

河 盛 委 員 )

電子申請が主流になると思いますが、そうなっても、紙で書くことも残していただきたいなど、それだけお願いします。

打出教育文化センター所長)

そちらにつきましては、紙の申請も受け付けておりますが、長い目で見ますと、恐らく電子申請のみという時代も来るかと思えます。受付の前には電子申請用のタブレットも用意してお

りますので、来館して予約をされる方については、職員がついて操作方法を確認しながら、うちのネットでも利用できますよと御案内するような運用でいきたいと考えております。

極楽地委員) いよいよリニューアルがあさって、31日を迎えるにあたり、楽しみにされているお声をたくさん聞いています。リニューアルに際して、職員の皆様、御尽力いただいて、感謝しています。楽しみにしていますので、引き続き、よろしく願います。

条例施行規約の一部改正による事務作業についても、これだけの細かいところの修正だったり反映が、改めて大変だなと思っています。

河盛委員が言われるように、電子申請、紙だったり、作業もさらに多種多様になりますので、逆に職員の皆さんの負担が増えて、大変だろうとは思っていますが、よろしく願います。

行政職の方の配置増を、できたら来年度以降、お願いしたいという件、どうなるのかはお聞かせいただけますか。

打出教育文化センター所長) 人数としましては、変更はありません。ただ、行政職として所長補佐という形で来ていただきます。行政職と会計年度任用職員の方で、システムが新しくなりますので、その辺は十分引継ぎを行っていただきながら、所長補佐の方にも担っていただくことになると思います。

最初の頃は、どうしても指導主事もこちらの業務に当たらないといけないと思うのですが、まず、これが軌道に乗りましたら、今までは貸室の利用回数等の集計をエクセルでやっていた

ものが、この施設予約のシステムで管理をしますので、そういう手間が省ける分、他の業務に力を注いでいかなければならないと考えています。

極楽地委員) ICTについて、前もお伝えしましたが、来年度以降、タブレットの端末更新だったり、新校務支援システムの導入など、ICTの大きな対応が芦屋でもあるとお聞きしています。主査の職員の方だったり、業務量の増加すると思いますので、体と心を大切にさせていただきたいなと思います。かなりの大変な作業だと思いますので、みんなで支えていけたらなと思っています。

また、人員の配置増については、なかなか難しいのは承知をしていますが、状況を見て、引き続きご検討いただきたいと思います。

教 育 長 ) 3年ぐらい前からは増えているのではないですか。

打出教育文化センター所長) 令和2年度に、行政職の職員を1人追加で配置していただいているところです。

教 育 長 ) 去年と今年は変わらないですが、その前に増やしたという経緯はあります。

打出教育文化センター所長) ICTに関しても、契約であったり、そういうところの業務につきましては、今まで指導主事がやっていたものを行政の方にやっていただけたところでは、随分と仕事を振ることができております。また、今年度は学校DXアドバイザーとして専門性の高い方に相談できる体制もつくっていただきましたので、その点については、かなりの業務軽減にはなっていると考えております。しかし、まだまだ専門性の高い、なかなか学校の先

生では追いつかないところもありますので、その辺りは、令和6年度の業務の様子も見ながら、引き続き要望していきたいと思っています。

極楽地委員) DXアドバイザーの、情報セキュリティ研究所ですか、またICT支援員さんなど、専門的な方が2年目3年目で慣れてきていただいて、各学校園だったり、現場のことを分かってきてくださっていると思いますので、さらに習熟されて、ご活躍いただければありがたいなと思います。

1つお願いします。新校務支援システムだったり、芦屋のICTの環境について知りたいなと思っていまして、以前、主査の職員の方とお話ししていまして、できれば教育委員にそういう勉強の場をとという話をいただいたことがあります。また機会があれば、来年度以降、落ち着いた頃にご説明をお願いできたらと思います。よろしくをお願いします。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第29号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、第30号議案「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育室長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

三 宅 委 員 ) 放課後のプランなので、学校の子どもたち、授業では見られない姿などをここで見るができると思うのですが、そこで、例えば社会とつながるようなコーディネーターをされているような方が入って、遊びなのか、いろいろな学習の内容だとか、若手のそういうことをなさっている方が入ったりする可能性はありますか。

社会教育室長) この放課後プランにつきましては、2つございまして、キッズスクエアと、小学校校庭を開放している事業です。生涯学習課が所管している事業は校庭解放事業で、一校を除き、各小学校にて、指定した土曜日の午前中に校庭を開放して、自由に遊ぶことができる居場所づくりを実施しています。

もう1つは、青少年育成課が所管していますキッズスクエア事業です。平日の月曜日から金曜日の放課後に各小学校で子どもに居場所づくりと様々な体験を提供している事業になります。様々な体験とは昔遊びやサッカーをはじめとするスポーツなどを体験できる事業です。特に体験プランは、月に数回実施しています。日々の事業はマネージャーと安全管理員が常駐しています。また、体験活動では、子どもたちに教えてくれるのは地域の方も参加していただいております。

三 宅 委 員 ) そこに入っていらっしゃる。

社会教育室長) そうですね。

三 宅 委 員 ) 分かりました。

極 楽 地 委 員 ) 1つ、委員の方で確認です。芦屋市PTA協議会の副会長

さんですが、大体、芦Pさんは5月中旬に総会があって、その後、2年任期ではなく1年で委員を交代されるケースがあるのですが、今回も同様に代わる可能性があるということですのでよろしいでしょうか。

社会教育室長) 今現在のところは、継続でいただいております。

極楽地委員) 去年、おととしもお伝えしましたが、芦屋市PTA協議会でも、お受けされている外部団体の委員の数が多くありますので、OBの方やOGの方に、サポーターとして残っていただき、みんなで共有させていただいて、より教育について力を合わせていこうというお話も聞いています。引き続きできることは支援していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第30号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、日程第2、報告第28号「芦屋市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 受験料支援金について対象を拡大したことで、子どもたち、保護者の方々も喜ばれると思います。

確認ですが、第1区分、第2区分、第3区分の年収目安について、これは前年度の年収なのかと、あとは世帯収入なのか、親権を持たれる方の収入なのかを教えてください。

管理課長) 年収の目安につきましては、最新年度の世帯収入になります。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長) これによって、支援金の支出は増えるのですか、あまり変わりないですか。

管理課長) 予算上の見込みでは、第2区分の方が24名、168万円。第3区分の方を25名、87万5,000円、全体で、275万円ほど増額で見込んでおります。

教育長) 基金から見たら、十分に賄っていただけますね。

管理課長) 当分の間は十分に運用できるかと思います。

河盛委員) 寄附金の基金で、全額それですか。市費は全然足していませんか。

管理課長) 全て基金からの取り崩しで行っております。

教育長) 基金をつくるときに、最初、5,000万円を市民の方から寄附いただいて、それに5,000万円を市が足しています。

河盛委員) 足したんですか。

教育長) 足して、1億円を基金としてましたね。

管理課長) はい。

極楽地委員) 今、基金は幾らあるのですか。

管理課長) 今、8,900万円ぐらい残っています。毎年、ふるさと

寄附などでも頂いたりしているのがどんどん積み立てられたりということもありますので、1億円のスタートから、それほど減っていない状況です。

極楽地委員) また、教育基金が広く子どもたちや教育に使われるようになればいいと思いますので、いろいろと声があればお伝えしたいと思います。お願いします。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第28号「芦屋市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたものとしていたします。

教育長) 閉会宣言